日本国憲法よくでる条文

第	1	章	天皇

第1条 天皇は、日本国の であり日本国民統合の であつて、 この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。
第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、 の と を 必要とし、内閣が、その責任を負う。
第2章 戦争の放棄
第9条 日本国民は,正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し,国権の発動たる と,武力による威嚇又は武力の行使は,国際紛争を解決する手段としては,永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他のは、これを保持しない。 国のは、これを認めない。
第3章 基本的人権
第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。 この憲法が国民に保障する基本的人権は、
として、現在及び将来の国民に与へられる。
第25条 すべて国民は、
第4章 国会
第41条 国会は, 国権の であつて, 国の唯一の である。